

官報号外 昭和二十六年六月一日

○第十一回 参議院会議録第五十号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)午前十一時十六分開議

議事日程 第四十九号
昭和二十六年五月三十一日 午前十時開議

第一 退職金並びに退職積立金に
対する課税減免に関する決議案

(吉田法晴君外十二名発議) (委員会審査省略要求事件)

第二 弁護士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第三 民事調停法案(衆議院提出)

(委員長報告)

第四 商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第五 商法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 非証事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第七 有限会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

官報号外 昭和二十六年六月一日 參議院会議録第五十号

議長の報告 会議規則案(教育公務員特例法)の一部を改正する法律案(内閣提出、両院協議会協議委員辞任の件 議事日程)

追加の件 両院協議会協議委員の選舉

第八 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)

法律案(内閣提出、衆議院回付)

第一〇 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)

第一一 生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 諸般の報告は朗誦を省略いたします。

第一三 土地収用法案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 昨三十日可決した左の本院提出案は、即日これを衆議院に送付した。

第一五 法律案(佐藤尚武君) 諸般の報告は朗誦を省略いたしました。

第一六 同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

第一七 森林法施行法案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

第一九 同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法律案(内閣提出、衆議院送付)

有価証券の処分の調整等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

法律の廃止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求める件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同日議長において、左の常任委員の許任を許可した。

同日議長は、予備審査のための左の衆議院送付案を厚生委員会に付託した。

同日議長において、當任委員の補欠を任命の件

同日議長は、予備審査のための左の衆議院送付案を厚生委員会に付託した。

同日議長は、予備審査のための左の衆議院送付案を厚生委員会に付託した。

同日議長は、予備審査のための左の衆議院送付案を厚生委員会に付託した。

同日議長は、予備審査のための左の衆議院送付案を厚生委員会に付託した。

同日議長から左の法律の公布を奏上した旨の通通知書を受領した。

民事調停法案可決報告書

商法の一部を改正する法律施行法案可決報告書

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案可決報告書

非証事件手続法の一部を改正する法律案可決報告書

生活保護法の一部を改正する法律案可決報告書

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案可決報告書

有価証券の処分の調整等に関する法律案可決報告書

法律の廃止に関する法律案可決報告書

漁港法第十七條第二項の規定による異議なしと呼ぶ者あり

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よって許可することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、両院協議会協議委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、両院協議会協議委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) つきましては、この際、日程に追加して、両院協議会協議委員の補欠選挙を行いたいと存じます。御異議ございませんか。

り、漁港整備計画について承認を求めるの件

同日議院において採択することを議決した新恩給法制定に関する請願外三百六十九件の請願および町村吏員の恩給改善に関する陳情外九十二件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議長から大蔵大臣、農林大臣、通商産業大臣及び經濟安定本部総務長官宛左の決議を送付した。

同日議長において、左の常任委員の許任を許可した。

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

明治二十九年三月三十一日
第三種郵便物認可

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認
めます。

○中村正雄君 只今の両院協議会協議
委員の補欠選舉は、成規の手続を省略
いたしまして、議長において指名せら
れんとの動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) 少数と認めました。よつて本件は同意を與えないことに決定いたしました。

本決議案につきましては吉田法晴君
外十二名より委員会審査省略の要求書
が提出されております。発議者要求の
通り委員会審査を省略し、直ちに本決
議案の審議に入ることに御異議ござい
ませんか。

な圧迫を及ぼしている。又退職積立金として留保される部分に対しても、人税が課せられることは、労働者の生活を擁護せんとする目的に反したために、労働者の勤労意欲を阻害するのみならず、企業の負担を一層重くする。故に政府は速やかに退職金並びに

に勤労者の勤労意欲を阻害するのみならず、企業の負担を一層重くする。故に政府は速やかに退職金並びに退職積立金の特殊性に鑑み、社会政策的見地から、これ等に対する課税減免の措置を講ずべきである。

○矢崎三義君 私は只今の中村君の動議に賛成いたします。
○議長(佐藤萬武君) 中村君の動議に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君)　この際、日程に追加して、日本放送協会経営委員会委員の任命に関する件を議題とすること

〔「異議なし」呼ぶ者あり〕

退職積立金の特殊性に鑑み、社会政策的見地から、これ等に対する課税减免の措置を講ずべきである。右決議す。

○議長(佐藤尚哉君) 御異議ないと認めます。よつて議長は教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員に高出なほ子君を指名いたしました。(拍手)

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕
○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。一昨二十九日、内閣總理大臣から、放送法第十六條第一項の規定により、大原總一郎君、宇野親美君、西

退職金並びに退職積立金に対する
課税減免に関する決議案
右の議案を発議する。

○議長(佐藤尚武君)　この際、日程に追加して、雷波監理委員会委員の任命に関する件を議題とする」とに御異議ございませんか。

員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に関し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

佐多 庄隆 山崎 恒
木内 四郎 小林 政夫
油井賢太郎 大矢半次郎
木村禧八郎 小串 清一
愛知 採一

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。

○議長（佐藤茂武君） 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て大

退職金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議

関し、議長は、あらかじめこれを議院運営委員会に諮りましたところ、同委員会においては同意しない旨の決定がございました。これより本件の採決を

金並びに退職積立金に対する課税減免に関する決議案（吉田法晴君外十二名発議）（委員会審査省略要求事件）を議題といたします。

衆の生活の支えとなる社会政策の問題でもある。しかるに現在では、退職金は給與所得に上積みされて譲税されるために、高率の所得税が課せられ、退職者の生活の前途に、非常

圧迫を及ぼしている。又退職積立金として蓄保される部分に対して法人税が課せられることは労働者の生活を難堪せんとする目的に反し、たゞ

支給を受ける金銭も、租税その他の公課は原則として課せられないものであります。退職金がその本質においては老後の生活の資となる社会保障制度的な

金銭給與であろうとも、その支給者が完全な現在、社会保障制度に代つて、その本質的役割を考えるならば、当然免税とすることに國家も協力すべきでありましょう。然るに現行税法においては、退職金に対しては給與所得の上積みとして高率課税がなされるのみならず、その計算方法が複雑なため、單に労使間に無用の摩擦を招き、勤労者の将来の希望と今日の安定を失わしめるのみならず、退職者の生活を圧迫し、社会不安を誘発する虞れがあります。又退職積立金については、これが積立をなす場合において益金として三五名の法人税が課せられるほか、同族会社に対しては更に五名の積立金課税がなされることになつてゐるため、社会政策的見地より見て必要とせられる最少限度の退職積立金の積立をも困難ならしめている実情であります。

以上の通り退職金が一般給與所得と異なる特殊性に鑑みまして、国家的、総合的社会政策の見地より、これを給與所得と切り離した別個の取扱をなし、退職金及び退職積立金に対する免税又は租税負担の軽減を図るよう、政府において速かに措置を講ずることを強く要望する次第でございます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

○議長(佐藤尚武君)　總員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。

多数意見者署名
伊藤 修
中山 福藏
長谷川 仁蔵
北村 一里
左藤 勝
菱田 金助

○議長(佐藤尚武君) 二の際、日程第二、弁護士法の一部を改正する法律案、日程第三、民事調停法案、日程第四

正方之書

者の将来の希望と今日の安全を失わしめるのみならず、退職者の生活を圧迫し、社会不安を誘発する虞れがあります。又退職積立金については、これが積立をなす場合において益金として三五%の法人税が課せられるほか、同族会社に就しては更に五%の積立金課税がなされることになつてゐるため、社会政策的見地より見て必要とせられる最少限度の退職積立金の積立をも困難ならしめている実情であります。

以上の通り退職金が一般給與所得と異なる専用性に鑑みまして、國家内、

案、日程第三、民事訴訟法案、日程第四、商事訴訟法案、日程第五、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、(いすれも衆議院提出)、日程第六、商法の一部を改正する法律案、日程第七、商法の一部を改正する法律案、日程第八、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理法案、(いすれも内閣提出)、以上七案を一括して議題とすることに御異議、ございませんか。

〔第二十三條の次に次の一條を加へる。〕
（報告の請求）
第二十三條の一　弁護士は、委任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体会員に対して必要な事項の報告を乞うることを申し出ることができる。
る。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。
弁護士会は、前項の規定によつて

異なる種類の金子を
総合的社會政策の見地より、これを給
與所得と切り離した別個の取扱をな

案、日程第三、民事訴訟法案、日程第五、商法の一部を改正する法律案、日程第六、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、日程第七、有限会社法の一部を改正する法律案、日程第八、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、いわゆる内閣提出議案、以上七案を一括りして「議題とする」として御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。

第二百三十三条の次に次の二條を加へる。

(報告の請求)

第二百三十三条の二
弁護士は、委任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を要する」とを申し出しが認められた場合は、これと並んで、該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

す。法務委員会理事宮城タマヨ君。

一、委員会の決定の理由 要領書

府において速かに措置を講ずることを強く要望する次第であります。何とぞ

す。法務委員会理事官城タマヨ君。
弁護士法の一部を改正する法律
審査報告書

要領書

一、委員会の決定の理由

現行弁護士法は、弁護士が国会を若しくは地方公共団体の議会の

弁護士法の一部を改正する法律
案

第九十一條中「但し、同法に規定する」の下に「弁護士試補は、司法

右の本院提案案を以下に送付する
昭和二十六年五月二十三日

第九十一条中「但し、同法に規定する」の下に「弁護士試補は、司法修習生と読み替え、「」を加える。

審査報告書
弁護士法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正

現行弁護士法は、弁護士が国会議員、地方公共団体の議会議員、その他の常時勤務を要しない公務員以外の職務を兼ねる。

右の木林提出に付する
昭和二十六年五月二十二日

留学生と読み替え「**」を加える**

ことを禁止している。本改正案は、弁護士の公職兼職の範囲を拡めて、国家公務員法及び地方公務員法上の若干の特別職を兼ねるこ

弁護士法の一部を改正する法律
弁護士法(昭和二十四年法律第
百五号)の一部を次のように改正す

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十六年五月十七日

參議院議長佐藤尚武殿 謹治

民事調停法案

民事調停法

第一章 通則（第一條—第二十三條）

第二章 特別

第一節 宅地建物調停（第二十

第二節 農事調停（第二十五
條—第三十條）

第三節 商事調停（第三十一條）

第四節 養害調停（第三十二條）

第五節 第三十三條

附則（第一條—第十五條）

第六節 第十八條

（この法律の目的）

第一條 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、條理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

（調停事件）

第二條 民事に関する紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる。

（管轄）

第三條 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は當

当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

（移送等）

第四條 裁判所は、その管轄に属しない事件について申立てを受けた場合には、これを管轄権のある地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。但し、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかるわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又はみずから処理することができる。

2 裁判所は、その管轄に属する事件について申立てを受けた場合においても、事件を処理するために適切であると認めるときは、土地管轄の規定にかかるわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

（調停機関）

第五條 裁判所は、調停委員会で調停を行なう。但し、相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行なうことができる。

2 裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項但書の規定にかかるわらず、調停委員会で調停を行なわなければならぬ。

（調停委員会の組織）

第六條 調停委員会は、調停主任一人及び調停委員二人以上で組織する。

（調停主任・調停委員）

第七條 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

2 調停委員は、左に掲げる者の中から、調停主任が各事件について指定する。

（管轄）

第八條 調停事件は、特別の定がある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は當

一 地方裁判所が毎年前もつて選任する者

（調停の補助）

第九條 調停委員及び前條の規定により調停の補助をした者には、最高裁判所の定める旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（手数料）

第十條 調停の申立てをするには、手数料を納めなければならない。

2 前項の手数料の額は、調停を求める事項の価額一千円につき二十円をこえない範囲内で、最高裁判所を終了させることができると認める。

（手数料）

第十一条 調停の結果について利害關係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

（利害關係人の参加）

第十二条 調停の結果について利害關係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

（利害關係人の参加）

第十三条 調停の結果について利害關係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

（利害關係人の参加）

第十四条 調停委員会は、当事者間に合意が成立しないときは、裁判所が第十七條の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

（裁判官の調停への準用）

第十五条 第八條、第九條及び第十一條から前條までの規定は、裁判官だけで調停を行なう場合に准用する。

（調停の成立・効力）

第十六条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調停書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（調停に代る決定）

第十七条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込がない場合において相当であると認めるときは、調停委員の意見を聞き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の申立てをすることとする。

（調停前の措置）

の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更、物の処分等を禁止し、その他必要な事項を命ずることができるものとして、事件を処理することができる。

（調停の申立）

第十八条 前條の決定に對しては、当事者又は利害關係人は、異議の申立をすることができる。その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

（調停をしない場合）

第十九條 第十四條（第十五條における「調停の不成立」）

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

（調停不成立等の場合の訴の提起）

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を失る。

（調停不成立等の場合の訴の提起）

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の

（調停の成立・効力）

第十九條 第十四條（第十五條における「調停の不成立」）

3 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴を提起したときは、調停の

（調停の成立・効力）

第二十条 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職權で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に

（受訴裁判所の調停）

第二十一条 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職權で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に

（受訴裁判所の調停）

第二十二条 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職權で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に

（受訴裁判所の調停）

第二十三条 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職權で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に

（受訴裁判所の調停）

第二十四条 受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職權で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に

の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることはできる。この決定においては、金銭の支拂、物の引渡しの他の財産上の給付を命ずることができる。

（申立ての方法）

第二十五条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第二十六条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第二十七条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第二十八条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第二十九条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第三十条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第三十一条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第三十二条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第三十三条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

第三十四条 調停の申立ては、裁判所に提出する。

（申立ての方法）

付した場合において、調停が成立し又は第十七條の決定が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所がみずから調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七條第一項の規定にかかるらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

(即時抗告)

第二十一條 調停手続における裁判に対する最高裁判所の定めるところにより、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十二條 特別の定がある場合を除いて、調停に関する事項に反しない限り、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編の規定を準用する。但し、同法第十五條の規定は、この限りでない。

(この法律に定めない事項)

第二十三條 この法律に定めるもの外、調停に関する必要な事項は、最高裁判所が定める。

(第二章 特則)

(宅地建物調停事件・管轄)

第二十四條 宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件は、紛争の目的である宅地若しくは建物の所在地を管轄する。

簡易裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(移送等への準用)

第二十一条 第二十九條の規定は、裁判所が、第四條第一項但書若しくは第二項の規定により事件を移送し若しくはみずから処理しようとして、又は第十七條の決定をしようとする場合に準用する。

(第三節 商事調停)

第二十二条 第二十九條の規定は、小作官又は小作主事の意見を聞く場合に準用する。

(裁判官の調停への準用)

第二十三条 前二條の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(第三章 罰則)

(不出頭に対する制裁)

第二十四条 裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正當な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、三千円以下の過料に処する。

(措置違反に対する制裁)

第二十五条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十一條(第十五条)の規定による調停を拒む場合は、三千円以下の過料に処する。

(施行期日)

第二十六条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

(附則)

(第一金 刑罰)

第二十七条 第一百二十六條から第百六十四條までの規定を次のように改める。

(第六條 防火地区内借地権処理法(昭和二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。)

(第二篇 農事調停)

(農事調停事件)

第二十五条 農地又は農業経営に附隨する土地、建物その他の農業用資産(以下「農地等」という。)の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるものの外、この節の定めるところによる。

第二十六條 前條の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所又は当事者が合意で定めるその所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

(管轄)

第二十七條 小作官又は小作主事は、期日に出席し又は期日外において、調停委員会に対して意見を述べることができる。

(小作官等の意見陳述)

第二十八條 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聞かなければならぬ。

(裁判官の調停への準用)

第二十九條 前二條の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

(第三章 罰則)

(不出頭に対する制裁)

第三十条 第二十九條の規定は、裁判所が、第四條第一項但書若しくは第二項の規定により事件を移送し若しくはみずから処理しようとして、又は第十七條の決定をしよ

うとする場合に準用する。

(商事調停)

第三十一条 第二十九條の規定は、裁判所が、調停委員会の管轄する事件に適用する。この場合において、第一七條及び第二十九條第一項の規定は、前二條の規定による。

(裁判官の調停への準用)

第三十二条 第一百八十九号の規定は、前二條の規定による。

(法律第二百八十九号)に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(農事調停等に関する規定の準用)

第三十三条 第二十九條から第三十一条までの規定は、前條の調停事件に適用する。この場合において、第一七條及び第二十九條第一項の規定は、前二條の規定による。

(農事調停等に関する規定の準用)

第三十四条 第一百九十五條を「第百九十九條」に改める。

(和解の仲介及び調停)

第三十五条 「第三節 和解の仲介及び調停」を「第三節 和解の仲介」に改め

(和解の仲介)

第三十六条 「和解の仲介」に、「第百九十九條」を「第百九十五條」に改める。

(附則)

第三十七条 第一百九十九條を削る。

(第五條 鉱業法の一部を次のように改正する。)

第三十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第三十九條 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第四十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第五十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第六十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第七十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第八十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第九十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百二十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百三十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十二条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十三条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十四条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十五条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十六条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十七条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十八条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百四十九条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十一条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニニニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニニニニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

第一百五十ニニニニニニニニニ条 第一百九十九條を「第百九十九條」に改め

(第十條乃至第十四條 削除)

<

キハ裁判所ハ被告ノ請求ニ依リ相

当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズル

コトヲ得

第一百六條第二項ノ規定ハ前項ノ請

求ニ之ヲ準用ス

第二百八十條ノ十六の改正規定中

「及第三百十七條」を「、第二百三十七

條及第二百四十九條」に改める。

第三百八十條の改正規定を次のよ

うに改める。

第三百八十條第一項中「資本減少

ノ登記」を「資本減少ニ因ル変更ノ登

記」に改め、同條第一項中「、監査

役」及び同條第三項中「、第二百七條」

を削る。

第四百六條第一項の改正規定を

第三百八十條第一項中「及第二百五

條乃至第二百十二條」を「、第二百五

條乃至第二百十一條」に改め、同條第一項中「、監査

役」及び同條第三項中「、第二百八條」

を削る。

第四百六條第一項の改正規定を

第三百八十條第一項中「及第二百五

條乃至第二百十二條」を「、第二百五

條乃至第二百十一條」に改め、同條第一項中「、監査

役」及び同條第三項中「、第二百八條」

を削る。

第四百三十條第二項の改正規定中「第二百四十七條」を「、第二百四十一

條、第二百四十九條」に改め、同條第一項中「、監査

役」及び同條第三項中「、第二百八條」

を削る。

【審査報告書は都合により附録に

掲載】

商法の一部を改正する法律施行法案

案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十三日

衆議院議長 林 謙治

(小字及び一は表題院修正)

參議院議長 佐藤尚武殿

(表題院修正)

商法の一部を改正する法律施行法案

案

商法の一部を改正する法律施行

法

(定義)

第一條 この法律で、「新法」とは、

商法の一部を改正する法律(昭和

二十五年法律第二百六十七号)によ

る改正後の商法をい、「旧法」と

は、従前の商法及び商法の一部を

改正する法律附則第二項の規定を

いう。

(原則)

第二條 新法は、特別の定がある場

合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じ終つた効力を妨げない。

(解散命令)

第三條 新法施行前に、裁判所が請

求を受け、又は着手した旧法第五

十一条に定める事件及びその事件に

に關連する同條に定める事件につ

いては、新法施行後もなお旧法を適用する。その事件について

ればならない。

2 前項の登記をするまでに他の登

記をするときは、その登記と同時

請求を却下された者の責任についても、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第四條 解放命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に関する提

出の規定は、新法施行前に供し起に供する。

大担保に関してのみ適用する。

(株式会社の設立)

第五條 新法施行前に、発起人が株式の総数を引き受け、又は株主の

募集に着手した場合には、その設

立については、新法施行後もな

りでない。

新法施行前に、発起人が株式の申込が取り消されたとき

も、同様とする。

(設立に関する責任の免除及び追

及)

第六條 新法施行前に成立した株式会社については、新法施行前に發行した株式の総数、新法施行後に發行した株式の総数、新法施行後に旧法によつて成立する株式会社については、設立に際して発行する株式の数が、会社が発行する株式の総数として、定款に定められてゐるものとみなす。

(株式会社の定款)

第七條 新法施行前に成立した株式会社は、新法施行の日から六个月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登

記をするときは、その登記と同時

に登記をしなければならない。

(監査役による臨時総会の招集)

第八條 新法施行前に、監査役が

臨時総会を招集した場合には、そ

の臨時総会については、新法施行

後も、なお旧法第二百三十五條第

に同項の登記をしなければならない

い。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

4 前三项の規定に違反したときは、その会社の代表取締役を三万円以下の過料に処する。

(発起人のてん補責任)

第五條 新法施行前に、旧法施行後には、その会社の代表取締役を三万円以下の過料に処する。

(株式会社の設立)

第六條 新法施行前に、旧法施行後には、会社が新法施行後に旧法によつて成立した場合にも適用する。会社が新法施行前に旧法によつて成立した場合に、新法施行後に株式の申込が取り消されたときも、同様とする。

(設立に関する責任の免除及び追及)

第七條 発起人、取締役又は監査役の会社の設立に関する責任を、新法施行後に免除する場合には、その免除については、会社が旧法に

の免除については、会社が旧法に

できる。この場合には、新法第三百七十七條から第三百七十九條までの規定を準用する。

(記名株式の移転)

第十條 新法施行前にされた記名株式の移転については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、株主の名簿に記載するこ

とを要しない。

(株主名簿の記載)

第十一條 新法施行前にされた記名

株式の移転については、新法施行後も、なお旧法を適用する。但し、株主の名簿に記載するこ

とを要しない。

(株主名簿の閉鎖期間及び基準日)

第十二條 旧法によつて成立した株式会社の株主名簿には、会社が無

効力を持つたものとみなす。

(株主名簿の閉鎖期間及び基準日)

第十三條 新法第二百二十四條ノ二の規定は、新法施行後最初の定期総会の終結の翌日から、新法施行

の際に進行している株主名簿の閉鎖期間がその日以後に終了するときは、その期間の終了の翌日から適用する。

(株券の取得)

第十四條 新法施行前に裏書によつて株券を取得した場合には、その取得については、新法施行後も、なお旧法第二百二十九條第二項の規定を適用する。但し、新法施行

後にされた裏書によつてその株券を取得した場合には、その取得については、新法第二百二十九條の規定を適用する。

(株券の保管)

第十五條 新法施行前に、監査役が臨時総会を招集した場合には、そ

の臨時総会については、新法施行

後も、なお旧法第二百三十五條第

二項の規定を適用する。

第二百一條ノ十二の次に次の二條を加える。

第二百一條ノ十三 第百三十五條ノ六ノ規定ハ資本増加ノ無効ノ判決ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二條及び第二百三條を次のよう改める。

第二百二條 外国会社ノ営業所ノ設置ノ登記ハ日本ニ於ケル代表者ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス。

申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スルコトヲ要ス。

一 本店ノ存在ヲ認ムルニ足ル書面

二 日本ニ於ケル代表者タル資格ヲ証スル書面

三 会社ノ定款又ハ会社ノ性質ヲ識別スルニ足ル書面

前項ノ書類ハ外国会社ノ本国ノ管轄官厅又ハ日本ニ在ル領事其他權限アル官憲ノ認証ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス。

第二百三條 刪除

第二百四條第一項中「支店ノ廃止」を「営業所ノ廃止」に改め、

同條第二項中「日本ニ於ケル代表者」を「日本ニ於ケル代表者」に改め、

ル外国会社ノ支店ノ代表者ガ」を「日本ニ於ケル代表者ノ変更又ハ」に、「領事」を「領事其他權限アル官憲」に改める。

第二百五條中「支店」を「営業所」に改める。

は、当該会社の日本における代表者の申請によつてする。

8 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のよう改正す。

九 左に掲げる法律の規定中「第百四十一條」を「第百四十二條」に改める。

一 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一號)第九十一條

二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一號)第一百二十一條

三 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一號)第二百三條

四 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二號)第九十二條

五 農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五號)第七十七條

六 有効会社法の一部を改正する法律案

七 商法の一部を改正する法律施行法第七條第一項の登記は、代表取締役の申請によつてする。

八 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

九 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十一 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十二 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十三 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十四 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十五 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十六 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

十七 この法律施行前に清算人の解任の裁判があつた場合における登記については、なお從前の例による。

(小字及び――は參議院修正)
有限公司法の一部を改正する法律案

トキハ会社ニ對シ書面ヲ以テ譲渡ノ相手方、譲渡サントスル出資口

ナキ限り第二項ノ通知ニ係る価格ヲ以テ譲受価格トシ持分ノ移転ハ

代金支拂ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ

譲渡ニ因リ社員ノ総数ガ第八條第一項ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル場

第四十一條を次のように改める。

第四十一條 商法第二百三十四條、

第二百三十五條第一百三十八條、

第二百三十九條第三項乃至第五

項、第二百四十條第二項、第二百

四十一條第二項、第二百四十三條、

第二百四十四條、第二百四十五條

ノ二乃至第二百四十五條ノ四、第

二百四十七條^{ノ五至二百四十八條}、

第二百五十條、第二百五十二條及

第二百五十三條ノ規定ハ社員総会

ニ之ヲ準用ス

第四十四條の次に次の一條を加え

る。

第四十四條ノ二 資本ノ十分ノ一以

上ニ当ル出資口數ヲ有スル社員ハ

会計ノ帳簿及簿類ノ閲覽又ハ監査

ヲ求ムルコトヲ得

会社ハ定款ヲ以テ各社員ガ前項ノ

請求ヲ為スコトヲ得ル旨ヲ定ムル

コトヲ得此ノ場合ニ於テハ第四十

六條第一項ノ規定ニ拘ラズ商法第

二百九十三條ノ五ノ規定ハ之ヲ準

用セズ

第四十五條第三項中「監査役アル

トキハ監査役、監査役ナキトキハ」

を削る。

第四十六條第一項を次のように改める。

商法第二百八十二条、第二百八十

三條第一項、第二百八十四條、第二

二百八十五条、第二百八十六條、

第二百八十八條、第二百八十八條

ノ二乃至第二百四十九條第一項本文

ノ二、第二百八十九條第一項本文

第一項、第二百九十九條、第二百九

産ノ価額ノ支拂ヲ為ス義務ヲ負

フ

第十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場

合ニ之ヲ準用ス

第五十二条ノ二 資本増加ノ場合ニ

於テ出資ノ引受ヲ為シタル者ハ出

資ノ拂込ノ期日又ハ現物出資ノ目

的タル財產ノ給付ノ期日ヨリ利益

ノ配当ニ付社員ト同一ノ権利ヲ有

ス

第五十三条第一項中「資本増加ノ

登記」を「資本増加ニ因ル変更ノ登

記」に改め、同條第二項を削る。

第五十三条の次に次の一條を加え

る。

第五十三条第一項中「資本ノ増加ハ本店

ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ為ス

ニ因リテ其ノ効力ヲ生ズ

第五十四条に次の二項を加える。

第十六条第一項ノ規定ハ前項ノ場

合ニ之ヲ準用ス

第五十五条及び第五十六条を次の

ように改める。

第六十条第一項ノ規定ハ前

条ノ十八ノ規定ハ第二百八十八

條ノ十八ノ規定ハ第二百八十九

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十二

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十三

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十四

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十五

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十六

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十七

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十八

條ノ十八ノ規定ハ第二百九十九

條」を削り、「第二百九條第三項」を

「第二百九條第四項」に改め、同條第

三項の次に次の二項を加える。

第六十五条ノ規定ハ第一項ノ場合

ニ於テ会社ニ現存スル純財産額ガ

発行価額ノ総額ニ不足スルトキニ

之ヲ準用ス

第六十九條第一項第四号を次のよ

うに改める。

四 削除

第七十一條の次に次の二項を加え

る。

第七十一條ノ二 左ノ場合ニ於テ已

ムコトヲ得ザル事由アルトキハ資

本ノ十分ノ一以上ニ当ル出資口數

ヲ有スル社員ハ会社ノ解散ヲ裁判

所ニ請求スルコトヲ得

第七十七條第一項及び第二項中

二百七十八條、第二百八十二条、

第二百八十三條第一項、第二百八

十四條乃至第二百七十六條、第

二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人

ニ之ヲ準用ス

第六十三條中「第二百二條乃至第二

三百七十二條、第三百七十二條」を削る。

第六十三条第一項及第三百七十四條」を削る。

第六十三条第一項乃至第二百二十一條」に改め

る。

第六十三条第一項乃至第二百二十一條」を削る。

五條、第三十六条ノ二、第三十七

條第一項及第四十四条ノ二並ニ商

法第三十九條第二項、第七十八

條、第二百三十七條第二項第三

項、第二百三十八條、第二百四十

四條第二項、第二百四十七條、

〇第二百四十九條、〇第二百五十四條第三項、第二百八

五十四條ノ二、第二百五十八條、第

二百六十六條ノ二、第二百六十

九條乃至第二百七十一條、第二百八

十四條乃至第二百七十六條、第二

百七十八條、第二百八十二條、

第二百八十三條第一項、第二百八

十四條乃至第二百七十九條、第二

百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人

ニ之ヲ準用ス

第七十七條第一項及び第二項中

二百七十八條第一項若ハ第二百七

七十二條第一項」を若ハ第二百七

七十二條第一項に、同條第一項中「五千

円」を「三十万円」に改める。

第七十八條第一項中「三千円」を

「二十万円」に改め、「第二百七十二

條第一項」に改め、「第二百七十二

提起又ハ」を「訴ノ提起、第三十一條

第二項ニ於テ準用スル商法第二百六十八條第一項ニ定ムル訴訟参加、「に

改め、「社員ノ権利ノ行使」の下に「又ハ第三十一條ノニ定ムル権利ノ行使」を加える。

第八十五條第一項中「五千円」を「三十万円」に、同項第三号中「開墾」を「開墳若ヘ墳字」に、同項第十号中

「又ハ商法第三十二條第一項ノ帳簿」を「商法第三十二條第一項ノ帳簿」又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十一号中「又

ハ監査役ノ報告書」を、監査役ノ報告書又ハ第四十六條第一項ニ於テ準用スル商法第二百九十三條ノ五第一項ノ附屬明細書」に、同項第十三号

中「第二百八十八條第一項又ハ第二百八十九條を「第二百八十八條、第一

八條に於テ准用スル商法第五十

條において准用する旧商法第二百八十八條ノ二又ハ第二百八十九

條第一項本文第二項」に改め、同項第二十一号中「又ハ第二項」を削り、同條第二項中「、第二百七十二條第一項若ハ第二百七十二條第一項」を「若ハ第二百七十二條第一項」に改める。

第八十六條中「千円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

(定義)

第一條 この附則で、「新法」とはこの法律による改正後の有限会社法

を、「旧法」とは従前の有限会社法を、「新商法」とは商法の一部を改

正する法律(昭和二十五年法律第百六十七号)による改正後の商法を、「旧商法」とは従前の商法をい

う。

(原則)

第二條 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法

によつて生じ経つた効力を妨げない。

(解散命令)

第四條 新法施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第四

八條に定める事件及びその事件に

関連する同様に定める事件につい

ては、新法施行後も、なお従前の例による。その事件について請求

を却下された者の責任について

も、同様とする。

(訴の提起等についての担保)

第五條 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に関する

旧商法の規定は、新法施行前に供した担保に関するのみ準用する。

(資本の総額及び出資一口の金額)

の制限)

第六條 新法施行前に成立した有限会社法会社については、新法施行後も、なお旧法第九條及び第十條の規定を適用する。

(取締役の行為の責任)

第七條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお旧商法第二百六十七号による。

(取締役の職務を行なへべき監査役)

第七條 取締役が新法施行前に定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

(旧商法第二百六十七條第一項の規定による、監査役に対する提起)

ついては、新法施行後も、なお同同の規定を準用する。

若しくは第六十五條第一項の規定又は旧法第六十七條第四項において準用する旧法第六十五條第一項の規定によつて生じた監査役の義務を、新法施行後に免除する場合

定は、旧法第十五條、第五十五條(監査役のてん補責任の免除)

第七條 取締役が新法施行前にした行為の責任については、新法施行後も、なお旧法第九條及び第十條の規定を適用する。

(取締役の職務を行なへべき監査役)

第七條 取締役が新法施行前に定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

(旧商法第二百六十七條第一項の規定による、監査役に対する訴の提起)

定によって、監査役に対して提起した訴及びその訴の提起を請求した社員の責任について準用する。

第十四條 新法第十六條第二項の規定は、旧法第十五條、第五十五條(監査役のてん補責任の免除)

第七條 取締役が新法施行前に定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

(監査役に対する訴の提起)

第七條 取締役が新法施行前に定めた場合には、その監査役については、新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

新法施行後も、なお旧商法第二百七十六條第一項但書、第二項及び第三項の規定を準用する。

後も、なお旧商法第一百三十五條
第一項の規定を適用する。

(決議取消の訴)

第十九條 決議取消の訴について、
新法施行の際旧法第四十一條において適用する旧商法第一百四十八
條第一項に定める期間が経過して、その決議取消の訴の提起期間については、新商法
二百四十八條第一項の規定を準用する。

(準備金)

第二十條 旧法第四十六條第二項において準用する旧商法第二百八十
八條第一項の規定によつて積み立てた準備金は、利益準備金として
積み立てたものとみなす。

2 会社は、新法施行後最初に到来する決算期までに、前項の利益準備金の一部を資本準備金とすることができる。

(附屬明細書)

第二十一條 新商法第二百九十三條
ノ五の規定は、新法施行後最初に到来する決算期から準用する。

第二十二條 新法施行前に、旧法第四十五條第三項の規定によつて監査役に対して社員総会招集の命令が附則第七條から第十一
条については、新法施行後も、な
お從前の例による。

(清算人に関する適用規定)

第二十三條 附則第七條から第十一
条まで及び第二十一條の規定は、
(外困会社の登記)

二十四條 新法施行前に、外困会
社が旧法第七十六條において準用

する旧商法第七十九條の規定によつて、支店設置の登記をした場合には、その支店設置の登記は、

新法第七十六條において準用する新法第四百七十九條第二項に定められた登記とみなす。但し、その会社は、新法施行の日から六ヶ月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

新法施行の日から六ヶ月内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

[審査報告書は都合により附録に掲載]

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十六年五月二十三日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

(小字及び一は參議院修正)

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

商法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係法律の整理等に関する法律

第一條 運河法(大正二年法律第十六号)の一部を次のよう改正す

る。

第十一條 削除

第十一條を次のよう改める。

第二條 会社経理応急措置法(昭和二十一年法律第七号)の一部を次

のよう改め、「又は承諾の決議をし

る。」を削除する。

第三條 第二項に次の但書を加え

る。

第六條 第二項を次のよう改め

る。

前項の規定により当該官吏が

臨検検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。

第三條 会社利益配当等臨時措置法(昭和二十二年法律第百九十九号)の一部を次のよう改め、「第三百四十八條第二項中「當該事業年度

において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。」を

〔〔商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合を除き、当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。〕〕に、「第三項」を「第二項」

に改め、同項第二号から第五号までを削り、同項第一号の次に次の二号を加える。

〔〔商法第二百九十三條ノ二の規定による配当をする場合を除き、当該事業年度において取り崩した積立金及び前事業年度から繰り越した益金は、これを含まないものとする。〕〕に、「第三項」を「第二項」

に改め、「第二十一條を次のよう改め。」を削る。

第二十一條 削除

第二十六條中「第七條」及び

〔〔第七條第一項及〕〕を削る。

第二十六條第一項中「第七條」及び

〔〔第七條第一項及〕〕を削る。

第一項の規定による報告の微取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四條 軌道法(大正十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のよう改め。

第一項の規定による報告の微取又は臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附則第三項中「第六号」を「第四号」に改める。

第四條 軌道法(大正十年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一條を次のよう改め。

ら第四号まで、第三百五十三條、第三百五十四條第一項及び第三項並びに第三百五十五條を「第二百八十條ノ二第三号並びに第二百八十九條ノ八」に改める。

第六條 建設業法（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改めることとする。

第六條第三号中「資本金額（出資総額及び株金総額の合計額をいふ。以下同じ。）」を「資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）」に改める。

第七條 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の一部を次のように改める。

第六條第三号中「資本金額（出資総額及び株金総額の合計額をいふ。以下同じ。）」を「資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）」に改める。

第七條 第二項中「会社の資本総額を会社の発行する株式の総数又は額面株式を発行するときの一株の金額」に改める。

第四十九條を次のよう改める。

（会計の整理）

第四十九條 公益事業者は、委員会規則で定めるところによりその事業年度を定め、且つ、勘定科目の分類並びに貸借対照表、損益計算書及びその他の財務計算に関する諸表の様式によりその会計を整理しなければならない。

第八條 財閥商号の使用の禁止等に関する政令（昭和二十五年政令第二百七号）の一部を次のように改める。

第三條第一項中「第五十八條第一項一二項を「第五十八條第一項」、「第五十九條」を「法務監査」に、「第十一条」を「第三百三十五條ノ五」に改める。

第九條 資産再評価法（昭和二十一年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一百十二条第三項を削り、同條第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を第二項とし、同條第五項中「第二項から第三項まで」を

「第一項及び第二項」に改め、同項を第四項とする。

第十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改める。

第十一條第二項中「他の会社の株式」を「他の会社の発行済株式」に改める。

第十四條第二項中「いづれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて」を「いづれか一の会社の発行済株式の総数の百分の十を超えて」に改める。

第十一條第四号中「資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）」を「資本金額（出資額を含む。）」に改める。

第五十六条の見出しを「理事長及び理事の権限」に、同條第三項を次のように改める。

第十一條 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改める。

第十二條第七項を次のように改める。

第七條第六項本文及び第七十一条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條（監事の選任の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役に対する責任の解除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條理事の行為の代理）並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二条（表見代表取締役の責任）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定

について準用する。この場合ににおいて、商法第二百四十七条第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第二百四十三条」と読み替えるものとする。

第十八条（商法第二百九十三條、第二百九十四条及び第二百九十六條（発起人の責任）の規定は、取引所の発起人について同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。

第十九條（商法第二百三十九條、第二百四十四条及び第二百四十五条（監事の権限）の規定は、監事も署名しなければならない。

第六十条の次に次の二條を加える。

第六十九條に第五項として次の二条を加える。

第六十條に第五項として次の二条を加える。

第六十一条を次のように改める。

第四十四条第一項第四号中「資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）」を「資本金額（出資額を含む。）」に改める。

第五十六条の見出しを「理事長及び理事の権限」に、同條第三項を次のように改める。

第十一條の二 理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、その任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、第三

者に対して連帶して損害賠償の責に任する。

第十一條第二項中「他の会社の株式」を「他の会社の発行済株式」に改める。

第十四條第二項中「いづれか一の会社の株式をその総数の百分の十を超えて」を「いづれか一の会社の発行済株式の総数の百分の十を超えて」に改める。

第十一條第四号中「資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）」を「資本金額（出資額を含む。）」に改める。

第五十六条の見出しを「理事長及び理事の権限」に、同條第三項を次のように改める。

第三 取引所の事務の執行は、定款に別段の定がないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

第十二條第七項を次のように改める。

第七條第六項本文及び第七十一条並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條（監事の選任の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役に対する責任の解除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條理事の行為の代理）並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二条（表見代表取締役の責任）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定

は、理事長及び理事について、第六十條の二及び商法第二百七十九條（監査役と取締役との連帯責任）の規定は、監事について準用する。

第六十九條に第五項として次の二条を加える。

第六十條に第五項として次の二条を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条に第五項として次の二条を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条に第五項として次の二条を加える。

(の設立)及び第九條(設立に関する責任の免除及び追及)の規定は、相互会社の設立に、同法第七條(株式会社の登記)の規定は、相互会社の登記に、同法第十六條(少數株主の総会招集の請求)の規定は、相互会社の社員総会及び清算人に、同法第十五條(監査役による臨時総会の招集)、第十七條(第三項(取締役の決議)及び第十九條(決議取消の訴)の規定は、相互会社の社員総会に、同法第二十二条(取締役の行為の責任)及び第二十一条(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)等)の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第二十三条(取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任)の規定は、相互会社の取締役及び監査役に、同法第二十一條(取締役の任期)及び第二十一條(取締役の任期)並びに第三十五条(附則明細書)の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十二條(取締役の任期)及び第二十一條(取締役の任期)の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六條(一時取締役の職務を行うべき監査役)及び第二十五條(監査役の任期)及び七條(会社と取締役との間の訴の提起)の規定は、相互会社の監査役及び清算人に、同法第二十六條(一時取締役の職務を行うべき監査役)及び第二十八條(監査役のした訴の提起)の規定は、相互会社の監査役に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において読み替える場合を除く外、それぞれ「新保

は「旧保険業法第五十七條第一項」(新法第六十
九條第一項)、「新法第二百九十九條第一項」
若しくは第五十八條第一項又は第六十一條第一項
二十四條中「旧法第二百七十二条」と、同法第
一項又は「旧保険業法第六十二條又は第七十七條に
おいて準用する旧法第二百七十二条」と、同法第
二条と、同法第二十六條中「旧法第二百七十六
條及び第三項」とあるのは「旧保険業法第六十二
條又は第七十七條に
おいて準用する旧法第二百七十六条」と、同法第
一條第一項但書、第二項及び第三項」とあるのは「旧保
険業法第六十二條又は第七十七條に
おいて準用する旧法第二百七十六条」と、同法第
二条と、同法第二十七條中「旧法第二百七十七
條」と、「新法第二百九十九條第一項及び第三項」
とあるのは「旧保険業法第七十七条において準用する場合を含む。」と、同法第三十五條中「新法第二百九十九
條第一項及び旧保険業法第五十九條」とあるのは「新保険業法第六十二條又は第七十七條において準用する場合を含む。」と、同法第六十七條又は第七十七条において準用する新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保険業法第五第一項及び第三項」と読み替えるものとする。
6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 この法律施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

右の貴院から送付された内閣提案案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十六年五月一十七日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尙武殿

(小字及び一は衆議院修正)

第十五條第七項中「第二百三十九條第四項及び第二百四十條を」第二百三十九條第五項及び第二百四十條を「第二百五十三條まで」^{並びに}第二百四十七條から第二百五十三條まで「株主総会の決議の取消」を「^{並びに}第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十一條、第二百五十二条及び第二百五十三条の株主総会の決議の取消又は無効」に改める。

(商法の準用)

第三十四條 商法第二百三十九條第四條及び第五項並びに第二百四十一條第二項(特別利益關係人の議決権等)、第二百四十四條(株主総会の議事録)並びに第二百四十七条、第二百四十八條、第二百五十一條、第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、総会に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と読み替えるものとする。

第四十八條第二項を次のように改める。

置に関する法律（昭和二十五年法律第一百八十二号）を「社会福祉事業法」に改める。
第二十二条〔市町村長〕を「保護の実施機関・福祉事務所長」に、「市町長及び社会福祉主事」を「これらの人者」に改める。
第二十四条第一項及び第四項中の「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。
6. 保護の開始又は変更の申請は、町長を経由してすることもできる。町長は、申請を受け取ったときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産状況その他の保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添えて、これを保護の実施機関に送付しなければならない。
第二十五条中「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の二項を加える。
3. 町長は、要保護者が特に急迫した事由により放棄することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九條第六項中「市町村長」を「保護の実施機関及び福祉事務所長」に改める。
関」に改める。
第二十九條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第三十三条第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に、同條第一項中「民法第三十四条の規定により設立した法人（以下「公益法人」という。）を「社会福祉法人」に改める。
第四十二條第一項中「公益法人」を「社会福利法人」に改める。
第四十七條第一項及び第四十八條第一項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

第六十一條中「市町村長」を「保護の実施機関又は福祉事務所長」に改める。
第六十二條第一項、第三項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第六十三條中「市町村」を「都道府県又は市町村」に、「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第六十四條第一項及び第二項並びに第六十五條第一項及び第二項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。
第七十條「市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。
（市町村の支弁）
第七十條　市町村は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。
一　その長が第十九條第一項の規定により行う保護（同條第五項の規定により行う保護費（以下「保護費」といふ。）に關する左に掲げる費用
イ　保護の実施に要する費用
（以下「保護費」といふ。）
ロ　第三十條第一項但書、第三十三條第二項又は第三十六條第二項の規定により行う保護（同條第五項の規定により行う保護費（以下「保護費」といふ。）に關する左に掲げる費用
イ　保護の実施に要する費用
（以下「保護費」といふ。）
二　その長の管理に屬する福社事務所の所管区域内に居住する者に対する、都道府県知事又は他の市町村長が第十九條第二項の規定により行う保護（同條第五項の規定により行う保護費（以下「保護費」といふ。）に關する左に掲げる費用
保護費、保護施設事務費及び委務費」という。）

三 証事務費
務所の所管区域内に居住地を有する者に対する者に対しても、他の町村長が第十九條第六項の規定により行う保護費、保護施設費及び委託事務費
四 その設置する保護施設の設置費用（以下「設置費」という。）
五 この法律の施行に伴い必要な費用を支弁しなければならない。
六 その人件費
七 この事務費（以下「行政事務費」といいう。）

(都道府県の支弁)
第七十一條 都道府県は、左に掲げる費用を支弁しなければならない。
一 その長が第十九條第一項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設費及び委託事務費
二 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する者に対する者に対しても、他の都道府県知事又は市町村長が第十九條第二項の規定により行う保護（同條第五項の規定により委託を受けて行う保護を含む。）に関する保護費、保護施設費及び委託事務費
三 その長の管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有する者（その所管区域外に居住地を有する者を除く。）に対しても、町村長が第十九條第六項の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
四 その設置する保護施設の設置費用（以下「設置費」といいう。）
五 この法律の施行に伴い必要な費用を支弁する者に対する者（その人件費）
六 この法律の施行に伴い必要な費用を定めるところにより、その長の管轄事務所を設置する町村は、政令の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費
七十一條 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、政令の規定により行う保護に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費

理に属する福祉事務所の所管区域内の保護施設、指定医療機関その他これらに準ずる施設で厚生大臣が指定するものによる被保護者につき他の都道府県又は市町村が支弁すべき保護費及び保護施設事務費を一時繰替支弁しなければならない。

2 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、その長が第十五條第二項の規定により行う保護費等の額（同條第五項の規定により委託を受けた保護費を含む。）に関する保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。

3 町村は、その長が第十九條第六項の規定により行う保護費等の額（保護費、保護施設事務費及び委託事務費を一時繰替支弁しなければならない。）

第七十三条 都道府県は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の千分の二

二 施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の一

三 市町村が支弁した保護施設の設備費の四分の一

（国の負担及び補助）

第七十五条 国は、政令の定めるところにより、左に掲げる費用を負担しなければならない。

一 市町村及び都道府県が支弁した保護費、保護施設事務費及び委託事務費の十分の八

二 市町村及び都道府県が支弁し
た保護施設の設備費の二分の一
り、都道府県が前條第一項の規定
により保護施設の設置者に對して
補助した金額の三分の一以内を補
助することができる。

第三十九条第一項中「市町村長」を
「保護の実施機関」に、同條第二項中
「市町村」を「都道府県又は市町村」に
改める。

第七十七条第一項中「市町村」を
「都道府県又は市町村」に、同條第二
項中「市町村長」を「保護の実施機関」
に改める。

第七十八条第一項中「市町村」を「都道府
県又は市町村」に改める。

第八十条及び第八十一条中「市町
村長」を「保護の実施機関」に改め
る。

第八十二条を第八十四條とし、以
下順次二條ずつ繰り下げ、第八十一
條に次の二條を加える。

(町村の一部事務組合)

第八十二条町村が一部事務組合を
設けて、福祉事務所を設置した場合
には、この法律の適用について
は、その組合を福祉事務所を設置
する町村とみなし、その組合の長
を福祉事務所を管理する町村長と
みなす。

(保護の実施機関が変更した場合
の経過規定)

第八十三条町村の福祉事務所の設
置又は廃止により保護の実施機関
に変更があつた場合においては、
変更前の保護の実施機関がした保
護の開始又は変更の申請の受理及
び保護の実施機関がした申請の受理
又は決定とみなす。但し、変更の受
理又は行わるべきであつた保護に
関する費用の支弁及び負担につい
ては、変更がなかつたものとする。

十五條の改正規定は、同年六月一日から施行する。
2 第八十三條の規定は、この法律の施行により保護の実施機関に変更があつた場合に准用する。

3 社会福祉事業法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

4 第四十一條の改正規定の施行の際現に認可を受けて保護施設を設置する公益法人が、引き続きその保護施設を設置するときは、昭和二十七年五月三十一日までは、その保護施設は、この法律による改正後の第四十一條に基いて認可された保護施設とみなす。

【小杉葉安君登壇、拍手】

○小杉葉安君 只今上程されました生

活保護法の一部を改正する法律案につ

きまして、厚生委員会における審議の

経過並びに結果を御報告申上げます。

去る三月に制定されました社会福祉

事業法の中に、福祉に関する事務所の

制度が設けられ、社会福祉行政の第一

線機関として活動することに相成りま

したので、これに対応して所要の改正

をいたそくするがこの法案の提案の理由でござります。

次にこの改正法案の要点を申上げま

す。第一は保護の実施機関についてで

あります。現在市町村長が保護の実

施設とされておりますが、福祉に關

する事務所の設置に伴いまして、これらを福祉事務所を管理するところの都

道府県知事及び市町村長としよとうとするものであります。第二は福祉事務所

を設置しない町村の長の協力義務に関する事項であります。これらの町

長は保護の実施機関ではなくなるものであります。第三は緊急の場合には実

施機関に代つて保護を行い、且つ又一定範囲の事項について実施機関に協力せしめようとするものであります。第三

【起立者多数】

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【千葉葉安君登壇、拍手】

○千葉葉安君 只今千葉葉安君の動議

に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 千葉葉安君の動議に賛成いたします。

○副議長(三木治朗君) 「異議なし」と呼ぶ者あり認めます。よってこれまでより発言を許します。千葉葉安君。

【千葉葉安君登壇、拍手】

○千葉葉安君 「政府委員どうした」「官房長官どうした」と呼ぶ者あり認めます。よってこれまでより発言を許します。千葉葉安君。

【千葉葉安君登壇、拍手】

○千葉葉安君 私は、国家公務員の勤務地手当の問題に關し、先に政府側より

提出を明言されておりました支給地域

の区分の法案が会期終末を目前にした

今日未だ国会に提出されていないため

に、全国各地の公務員諸君の士気を阻

害し、その間に政府に対する強い不信

の念を招来しつつある現状に鑑み、こ

れに亘る地域区分の釈付もただひと

えに人事院勧告の提出されないことを

理由としておられた政府が、一旦人事

院より勧告が提出せられ、会期は残る

ところ幾ばくもない今日に至るまで、

法律案提出の措置をおどりになつてい

ない事実、これに対しても誠に我々の

了解に苦しむところであります。

すでに地域区分の問題が人事院にお

いても取上げられました一昨年以来、

ベース改訂の勧告に当り、地域給の支

給区分については最も信頼し得る資料

に基いて合理的なものに改めるものを

発表した人事院は、一日も早く、一刻

も早く、その改訂を期待する公務員の

窮屈を知つておらずか、その調査に

慣習を期せられ過ぎて、勧告は遅延に

遅延を重ねて、第九国会も過ぎ、第十

日、ひとり公務員の地域給に關しては

大軒の改訂を加えられつつある今

国会も終末に近づく五月十七日漸く

提出せられるに至つたのであります。

しかし、その改訂を期待する公務員の

窮屈を知つておらずか、その調査に

慣習を期せられ過ぎて、勧告は遅延に

遅延を重ねて、第九国会も過ぎ、第十

日、ひとり公務員の地域給に關しては

大軒の改訂を加えられつつある今

生じて、いよいよを訴えておられるのであります。

御承知のように、この地域給の問題は最近に至つて忽然として生じた問題ではありません。人事院は、すでに一昨年当初よりその調査に着手しており、その合理的な解決の促進は公務員諸君の強い要望として現われていたことは言うまでもなく、国会においても常に取上げられてきたところであります。して、人事院の勧告が提出された際の政府の措置に関しましても、すでに官房長官より責任のある答弁があり、その早急なる実現を確約せられたのであります。あれほどの確約を行い、これほどの余裕期間を與えられながら、かかる羽目に立ち至らしめた政府の怠慢に対しても、私は追及すべき言葉すら知らないであります。若し政府にして怠慢にあらずとして強弁する勇気を有するならば、果して現在に至るまで如何なる努力を行い、如何なる措置をとつて来られたか、改めて御答弁を願いたい。而うしてあれほど明確な答弁を行なつた官房長官としては、恐らく現在の不合理極まる暫定措置をそのまま強行されることは万々あるまいとは思ふけれども、然らば果してこの合理的な解決に關し如何なる見通しを持ち如何なる措置をおとりになる考え方であるか。責任のある御答弁を頂きたいのです。あります。会期終末を目前に控えた今日、公務員の不安と焦躁は日ごとに高まつつある現状に鑑み、重ねて政府當局の誠意ある明確な御答弁を期待して、私の緊急質問を終る次第であります。(拍手)

形にいたしまして、所定の手続を経るために関係方面に折衝をいたしておつたのであります。ところが予想に反しまして、話が手間取りまして、どうも思ふような進展を見ないでありますので、もう当初予定いたしました六月一日という日也非常に迫つて来て、なか／＼困難な状況でありますので、改めて試案をいたしまして、期日の占を除きまして、法律案、勧告だけの法律を先ず通して、期日は政令に譲るところであります。が、一般公務員のほうは別といたしまして、この独立採算制といいますか、国税とか専税とかの方面は、給與予算の全般に制限があるものでありますから、法制上もなか／＼むづかしいよ／＼な関係もあつて、誠に残念であります。が、いまだに関係方面との了解が付きかねておるのであります。(重大な政府の責任じやありませんか)と呼ぶ者あり)政府としてはできるだけ勧告そのものを実現いたしたいと思いまして、殆んど連日に亘つて關係方面と詰合ひを続けて来たのであります。(責任をどうおとどりになりますか)と呼ぶ者あり、拍手)

一、両院協議会協議委員の選挙 二、電波監理委員会委員の任命

- 一、両院協議会協議委員の選舉
一、電波監理委員会委員の任命に關する件
一、日本放送協会経営委員会委員の任命に關する件
一、日程第一 退職金並びに退職積立金に対する課税減免に關する決議案
一、日程第二 弁護士法の一部を改正する法律案
一、日程第三 民事調停法案
一、日程第四 商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
一、日程第五 商法の一部を改正する法律施行法案
一、日程第六 非訴事件手続法の一部を改正する法律案
一、日程第七 有限会社法の一部を改正する法律案
一、日程第八 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に關する法律案
一、日程第九 保険業法の一部を改正する法律案
一、日程第十 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案
一、日程第十一 生活保護法の一部を改正する法律案
一、一般職の職員に対する地域給に関する緊急質問

新谷寅三郎君	西郷吉之助君	柏木	庫治君	高良	島村	軍大君
小林	政夫君	加賀	操君	片柳	眞吉君	とみ君
尾崎	行輝君	尾崎	鈴木	奥	むめ	お君
梅原	眞蔵君	岡崎	石坂	小野	哲吾	正人君
木村	守江君	仁田	竹一君	長島	銀藏君	高橋進太郎君
上原	正吉君	城	義臣君	宮田	重文君	
石川	榮一君	眞一君	安孝君	草葉	金助君	
守江君	守江君	豊一君	井上つゑ君	植竹	春彦君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	政二君	繁安君	黒田	英雄君	
宮田	宮田	小杉	廣瀬與兵衛君	中川	幸平君	
長島	長島	安井	重宗	工藤	鐵男君	
銀藏君	銀藏君	大島	雄三君	黒田	以良君	
隆圓君	隆圓君	有馬	忠彦君	赤木	正雄君	
重文君	重文君	山田	紅露	野田	卯一君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	櫻内	佐	入交	太藏君	
重文君	重文君	大屋	義雄君	古池	信三君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	小林	末治君	深川	タマエ君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	村尾	市三君	鉢木	恭一君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	門田	辰郎君	三好	始君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	カニ	英三君	川村	松助君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	邦彦君	薫雄君	油井	太郎君	
高橋進太郎君	高橋進太郎君	清君	市三君	賢太郎君		
高橋進太郎君	高橋進太郎君	定藏君	辰郎君			
高橋進太郎君	高橋進太郎君	水井純一郎君	英三君			
高橋進太郎君	高橋進太郎君	水井純一郎君	辰郎君			
高橋進太郎君	高橋進太郎君	虎一君	辰郎君			

片岡	文重君	荒木正三郎君	赤松	常子君
菊川	孝夫君	大隈	前之國喜一郎君	
深川榮左門君	信幸君	岩木	仁藏君	
山田	節男君	吉田	哲夫君	
成瀬	轟治君	小川	久義君	田中
大隈	法晴君	稻垣平太郎君	岩男	一君
岩木	法晴君	江田	駒井	
吉田	久義君	曾祢	藤平君	
小川	稻垣平太郎君	細川	境野	
稻垣平太郎君	駒井	千葉	清雄君	
江田	藤平君	嘉六君	羽生	
三郎君	曾祢	信君	三七君	
曾祢	益君	岡村文四郎君	大野	
細川	境野	小林	幸一君	
千葉	清雄君	相馬	正雄君	
嘉六君	羽生	助治君	藤五郎君	
信君	三七君	辰雄君	正雄君	
岡村文四郎君	大野	繁夫君	森八三	
小林	幸一君	坂木	三郎君	
相馬	正雄君	坂木	宗司君	
助治君	藤五郎君	内村	一彦君	
辰雄君	森八三	清次君	岩崎正三郎君	
繁夫君	三郎君	栗山	正君	
坂木	宗司君	良夫君	森正君	
坂木	一彦君	池田七郎兵衛君	梅津錦一君	
内村	岩崎正三郎君	佐々木良作君	水橋	
清次君	正君	河崎ナツ君	森正君	
栗山	森正君	良夫君	定義君	
良夫君	水橋	池田七郎兵衛君	森定義君	
池田七郎兵衛君	森正君	佐々木良作君	梅津錦一君	
佐々木良作君	森正君	河崎ナツ君	水橋	
河崎ナツ君	水橋	佐々木良作君	森定義君	
國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣	國務大臣

○政府委員(岡崎勝君) 千葉さんのお質問にお答えをいたします。
人事院の勧告が出ましたので、政府は、これをそのまま取入れて法律案のは、

○本日の会議に付した事件
一、教育省務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会協議委員辞任の件

○副議長(三木治朗君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次回会期は決定次第公報を以て御通し願いたい。こう考えております。(責任をどうお持ちになりますか)と呼べる者あり、拍手)

本日はこれにて散会いたします。

出席者は左の通り。
一、一般職の職員に対する地域給に
関する緊急質問

- 一、日程第七 有限会社法の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案
- 一、日程第九 保険業法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 船主相互保険組合法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十一 生活保護法の一部

議案
一、日程第二 弁護士法の一部を改正する法律案
一、日程第三 民事調停法案
一、日程第四 商法の一部を改正する法律案
一、日程第五 商法の一部を改正する法律案
一、日程第六 非訴訟事件手続法の一部を改正する法律案

- 一、両院協議会協議委員の選挙する件
- 一、電波監理委員会委員の任命に關する件
- 一、日本放送協会経営委員会委員の任命に關する件
- 一、日程第一 退職金並びに退職積

定価
一九

人円五十錢
送料實費

耶行

10

卷六

原九
三

九五

二

卷之三

— 1 —